

翻訳サービスに関する論点（案）

1. 翻訳サービスの国家政策上の意義等

平成27年の訪日外国人旅行者数は1,974万人、その旅行消費額は3兆4,771億円に達し、それぞれこの3年で2倍以上、3倍以上と大きく増加しており、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定。（以下「再興戦略」という。）」¹は、観光を『地方創生』への切り札「GDP600兆円達成への成長戦略の柱」と位置づけ、観光を我が国の基幹産業へと成長させるための具体的な施策の一つとして、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大を挙げている。

このほか再興戦略は、第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには高度外国人材のより積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要であるとし、外国人受入れ推進のための生活環境整備の一環として、医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかけることとしている。

外国人の受入環境の整備については、このほか、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）²等においても指摘される所であり、その一環としての言語面での対応については、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化や、ウェブサイトの多言語化、防犯・防災等に資する情報の多言語での提供を可能とする体制を整備することとされている。

こうした言語面の対応を含む外国人の受入環境の整備は、上記のような産業政策的な観点だけではなく、外国人の人権保障や我が国の地域政策等の観点からもその重要性が指摘されている。

総務省が平成18年に策定・公表した「地域における多文化共生推進プラン」³は、地域における多文化共生の意義の一つとして外国人住民の人権保障を挙げており、多文化共生を推進する施策として、行政関係情報、教育、労働、医療・保険・福祉、防災関係情報や、その他生活情報について、行政と民間事業者の連携によって、多言語、多様なメディアを通じて提供することを求めている。

2. 外国人に向けた翻訳に係るニーズ及び課題について

平成28年1月に総務省・観光庁により公表された「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査」結果⁴によると、訪日外国人の多くが、旅行中に困ったこととして「多言語表示（観光案内板等）」や「多言語地図やパンフレットの入手場所が少ない」、「英語が通じない」等の言語面での問題を挙げている。

訪日外国人に対する言語面での環境整備について、例えば総務省においては、「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現するため、「グローバルコミュニケーション計画」を推進しており、その実施の一環として多言語音声翻訳技術の開発及び精度向上事業を進めるとともに、当該翻訳技術を民間企業等の提供するアプリケーションに適用させる社会実証を実施している。同計画の中では、翻訳技術を用いた結果、例えば、飲食店においてメニューをスマートフォンで撮影すると自動で翻訳文が表示されること、災害時にテレビや防災無線等を通じて防災情報を多言語で提供すること、病院において症状や病名の翻訳などを行うこと、観光地において様々な言語で案内をすること等を可能とすることが想定されている⁵。

¹ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf

² http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/pdf/honbun.pdf

³ http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf

⁴ <http://www.mlit.go.jp/common/001115689.pdf>

⁵ 総務省「グローバルコミュニケーション計画～多言語音声翻訳システムの社会実装～」（平成26年4月）

また、昨年度に文化庁が実施した「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」においてニーズを提出した団体に対し実施した追加的なヒアリングの結果によれば、交通機関や施設に関する案内情報や屋内外の看板等に端末をかざすと、当該対象物に記載されている情報が利用者の使用言語に翻訳されて表示されるサービスや、インターネット上に投稿された動画のうち、翻訳字幕のないものについて利用者の使用言語に応じた翻訳文を付加するサービス、インターネット上のWebページを利用者の使用言語に翻訳して提供するサービス等を実施したいとのニーズが寄せられている。

3. 権利制限規定による対応の是非及びその内容について

【論点1】権利制限の正当化根拠について

外国人向けの翻訳行為を一定の条件の下で権利制限の対象とすべきか否か。すべきである場合、その正当化根拠としてどのようなものが考えられるか。

この点、上記1. 2. を踏まえれば、我が国の産業競争力の強化（観光立国、高度外国人材の受け入れ）、地方活性化及び外国人の人権保障の観点から、言語の理解が困難な者に対し翻訳サービスを提供することには社会的意義ないし公益性が認められるのではないかと考えられる。特に、外国人の人権保障の観点は、障害者の情報アクセス機会の確保を目的とする著作権法第37条等の趣旨とも合致するのではないかと考えられる。

また、特に外国人が観光や生活上必要とする翻訳サービスの対象となる著作物には商業著作物以外の著作物が多く、こうしたニーズに対応する場合には、特に権利者に及ぼす不利益を小さなものに抑えることができるのではないかと考えられる。

【論点2】対象著作物について

仮に外国人向けの翻訳を一定の条件の下で権利制限の対象とすることとする場合、対象著作物は、どのような範囲とすべきか。

この点、昨年度のワーキングチームにおいては、例えば看板など日本語が読める人であれば適法に読むことができるようなものについては翻訳を認める意義はあるのではないかと意見があった。このことや2. で述べたニーズを踏まえ、例えば、公衆に無償で提供又は提示されている著作物であることを基本として、権利者の利益を不当に害さないような範囲を検討することとしてはどうか。

以上